

令和 8 年 6 月 1 0 日

課 名 島根県環境生活部廃棄物対策課

担当者 桑垣 ・ 安達

電 話 0852-22-6421・6151

産業廃棄物処理業の許可の取消しについて

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）に基づき、下記のとおり産業廃棄物処理業の許可の取消しを行いました。

記

- 被 処 分 者 株式会社浜田興業（鳥取県境港市栄町 2 0）
代表取締役 濱田 征法
- 処分の内容 産業廃棄物収集運搬業許可の取消し
(許可番号：03200169430)
- 処分の年月日 令和 8 年 6 月 1 0 日
- 処分の理由 被処分者は、法第 1 4 条第 5 項第 2 号イにおいて準用する第 7 条第 5 項第 4 号ホに該当していたことが判明した。このことは、第 1 4 条の 3 の 2 第 1 項第 4 号に定める許可取消事由に該当するため。

【参考】

1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく行政処分件数（許可取消、停止）

年 度		R3	R4	R5	R6	R7	R8
産業廃棄物処理業 (特管を含む)	許可取消	1	3	2	1	2	1
	事業停止						
産業廃棄物処理施設	許可取消						
	使用停止						
一般廃棄物処理施設	許可取消						
	使用停止						

※件数は許可件数で計上。また、今回の許可取消を含む件数。

※過去 5 年間の行政処分(取消し処分)は廃棄物対策課ホームページで公開しています。

[産業廃棄物処理業者等に対する行政処分情報]

https://www.pref.shimane.lg.jp/infra/kankyo/haiki/sangyo_haikibutsu/gyousei_syobun.html